

少年補導員運用要領

1 目的

この要綱は、長崎県警察の少年警察活動に関する訓令（平成19年長崎県警察本部訓令第32号）にいう少年補導員（以下「補導員」という。）の制度及び運営に関し、必要な事項を定め、その効果的運用を図ることを目的とする。

2 基本的配意事項

長崎県警察本部長（以下「本部長」という。）及び警察署長（以下「署長」という。）は、本要綱の効果的運営を図り、補導員の地域社会における少年の非行防止活動の促進に努めるものとする。

3 任務

補導員は、警察と協働して、次に掲げた業務をそれぞれ行うものとする。

- (1) 非行少年等（少年警察活動規則第2条5号から第8号に定めるものをいう。）の発見補導
- (2) 少年の規範意識の向上等に資する活動
- (3) 有害環境の浄化に資する活動
- (4) その他警察が行う少年の健全育成に資する活動に係る協力

4 委嘱

(1) 委嘱者

補導員の委嘱は、署長の推薦により本部長が委嘱する。

(2) 推薦方法

署長は、本部長に対し補導員を推薦する場合、あらかじめ学校、関係機関・団体、その他地域における既存団体代表者等の意見を聞くなどの方法により、適任者が選出されるよう配意すること。

ア 推薦に当たっては、特定の地域居住者に集中しないよう配意するとともに、次の要件を具備している者を、新規委嘱の場合は少年補導員推薦書（別記様式第1）により、再委嘱の場合は少年補導員名簿（別記様式第2）により推薦するものとする。

- (ア) 人格及び行動について、社会的信望を有すること。
- (イ) 任務の遂行に必要な熱意を有し、少年補導について適格性を有すること。
- (ウ) 健康で実行力を有すること
- (エ) 新規委嘱者については委嘱時満65歳未満、再委嘱者については委嘱時満70歳未満の年齢であること。

イ 補導員が欠けたときは、速やかにその後任者を委嘱するものとする。

5 定数

補導員の定数は、別表のとおりとする。

6 任期

補導員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。

なお、任期途中で死亡、解嘱等の理由により補導員が欠けた場合における後任の補導員の任期は、前任者の残存期間とする。

7 解嘱

本部長は、補導員から辞任の申出があったとき又は補導員が次の事項のいずれかに該当するときは任期中であってもこれを解嘱することができる。

- (1) 心身の故障その他の理由により、補導員としての活動ができなくなったとき。
- (2) 補導員たるにふさわしくない刑罰法令に違反する行為又は反道徳的、反社会的行為があったとき。

8 委嘱状

補導員の委嘱は、委嘱状（別記様式第3）を交付して行うものとする。

9 少年補導員証等

- (1) 本部長は、4の規定により補導員を新規に委嘱したときは、少年補導員証（別記様式第4。以下「補導員証」という。）及び少年補導員章（別記様式第5。以下「補導員章」という。）を貸与するものとする。
- (2) 補導員は、少年補導に従事するときは、補導員証を携帯し、少年等関係者から要求があったときはこれを提示するものとする。
- (3) 補導員章は、上着の左襟又は適宜の位置に装着するものとする。

10 補導員証の再貸与等

- (1) 補導員は、補導員証又は補導員章を紛失し、毀損し、又は盗難被害に遭ったときは、速やかに署長へ届け出て本部長に再貸与を求めるものとする。
- (2) 署長は、(1)の届出を受けたときは、事実の有無を確認し、再貸与の手続きを執るものとする。
- (3) 補導員は、次の事項のいずれかに該当することとなったときは、速やかに補導員証及び補導員章を本人又は家族から署長を経て、本部長に返納するものとする。
 - ア 補導員が死亡したとき。
 - イ 補導員を解嘱されたとき。
 - ウ 任期が満了し、再委嘱されなかったとき。

11 関係書類の保存

- (1) 署長は、補導員の委嘱状況を明らかにしておくため、少年補導員記録簿（別記様式第6）を備え付け、補導員の再委嘱、表彰、役職就任など異動の都度、整理保管するものとする。
- (2) 署長は、少年補導員記録簿に記録化したもののうち、特異なものについては、本部長に報告するものとする。

12 補導員連絡協議会の運営

補導員の知識・技能の向上を図るとともに、管轄区域内における非行対策の効果的実施について連絡協議するため、警察署単位に連絡協議会を組織すること。

(1) 構成

警察署管内の補導員によって構成されるものとする。連絡協議会を代表するものとして補導員の互選等により会長を定めておくこと。

(2) 連絡協議会の開催

連絡協議会は定期的開催するほか、署長の要請により、又は会長が必要と認めた場合等に随時開催すること。

(3) その他

連絡協議会は必要に応じ学校を始めとした関係機関・団体等の代表者の参加を求めること。

13 運用上の留意事項

(1) 補導員に少年補導員活動状況連絡票（別記様式7）を作成させて活動実態を把握すること。

(2) 補導員を委嘱した場合には、少年非行の傾向、関係法令の基本的知識、少年補導の基本的心構え等について十分教養すること。

(3) 補導員の活動が積極的に推進されるよう、補導員に対し、参考資料の配付、研修会の開催など、その任務の遂行に必要な知識、技能の向上を図るよう努めること。

(4) 補導員は、民間協力者として委嘱されるものであり、特別の権限が付与されるものでないことを徹底し、行き過ぎ等の批判を受けないように指導すること。

(5) 少年警察活動を行うに当たり、協力を依頼する際には、当該補導員の職業、年齢、性別、能力、経験、居住地等を十分に考慮し、業務内容に最も適合した者を選定すること。

(6) 補導員が活動中に知り得た秘密を漏らすことがないよう徹底すること。

なお、社会奉仕体験活動等を協働して実施するに当たっては、少年及び保護者に係る個人情報について、保護者の同意を得てから補導員に伝えるようにし、また、伝える情報も支援に必要な範囲にとどめるなど、その取扱いには慎重を期すこと。

(7) 補導員の活動に当たっては、受傷事故防止その他被害の防止について、十分指導すること。

別表（5 関係）

各 署 別 少 年 補 導 員 定 数

署 名	定 数	署 名	定 数
長 崎	141	早 岐	43
大 浦	55	佐 世 保	112
浦 上	102	相 浦	25
時 津	57	江 迎	35
西 海	24	松 浦	22
諫 早	93	平 戸	27
雲 仙	31	五 島	32
島 原	34	新上五島	25
南 島 原	32	壺 岐	23
大 村	57	対馬南	28
川 棚	26	対馬北	19
		合 計	1,043